

## 北あきたバター餅キャラクター「バタもっち」着ぐるみ貸出規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、北あきたバター餅キャラクター「バタもっち」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を日本バター餅協会（以下「協会」という。）で携わるイベント等のほか、北あきたバター餅のPRを目的として使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

### (貸出申請等)

第2条 着ぐるみ貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、バタもっち貸出申請書(様式第1号)を日本バター餅協会会長（以下「会長」）に提出するものとする。

2 会長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたとときは、バタもっち貸出通知書(様式第2号)により、通知するとともに着ぐるみを貸し出すものとする。

### (貸出期間)

第3条 着ぐるみの貸出期間は、貸出しを受けた日から7日以内とする。

ただし、会長が特別の事情があると認めたとときは、この限りでない。

2 着ぐるみの貸出期間が協会で使用する期間と重複した場合は、協会の使用を優先する。

### (貸出料)

第4条 着ぐるみの貸出しは無料とする。ただし、送料などの使用に係る経費は申請者の負担とする。

### (使用承諾基準)

第5条 協会は第3条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

- (1) 北秋田市や協会の品位を傷つけるおそれのあるとき
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれのあるとき
- (3) 公序良俗に反するおそれのあるとき
- (4) その他、協会が着ぐるみの使用について不適切と認めたととき

### (使用上の遵守事項)

第6条 申請者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと
- (2) 使用期間を遵守すること
- (3) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと
- (4) 雨天時に屋外で使用しないこと
- (5) その他、協会が特に付した条件に従って使用すること

(使用の承諾の取消し)

第7条 申請者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規程に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その申請者への貸与は行わないものとする。この場合、申請者に損害が生じても、協会はその責めを負わない。

(借受者の責務)

第8条 貸出しを受けた者は、借り受けた着ぐるみを破損又は汚損したときは、申請者の責任と負担により、補修またはクリーニング等を行い、現状に復さなければならない。

(管理責任)

第9条 着ぐるみの使用により、申請者が被った被害、または申請者が第三者に与えた損害に対して協会は一切その責めを負わない。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いについて疑義が生じた場合は、会長が定める。

附則 この規程は、令和7年7月1日から施行する。